



今月の特集

- ① 平成24年度地域別最低賃金額改定
- ② 「日雇い派遣の原則禁止」の例外について
- ③ 通勤手当に関する社会保険料算定の取扱い
- ④ 東日本大震災による一部負担金免除の10月以降の取扱い

平成24年度地域別最低賃金額改定

平成24年度の地域別最低賃金が、順次公示されております。(右記ご参照くださいませ)

そもそも、最低賃金には、2種類あり、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と特定の産業を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」がございます。

「地域別最低賃金」は産業や職種に関係なく、都道府県ごとに定められており、「特定(産業別)最低賃金」は特定の産業について設定されている最低賃金で、「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されております。「地域別」と「特定(産業別)」の両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

今年度の地域別最低賃金の改定では、全国平均で前年度より12円上がり、時給749円となっております。最低賃金が上がることで、景気への影響が期待されますが、その半面、パート・アルバイトの多い企業では、経営を圧迫しかねる状況となることが懸念されます。

※ 厚生労働省HPより
平成24年度地域別最低賃金額答申状況

都道府県名	答申最低賃金時間額 ^{※1} 【円】	引上げ額【円】	発効予定年月日 ^{※2}
北海道	719 (705)	14	平成24年10月18日 ^{※3}
青森	654 (647)	7	平成24年10月12日 ^{※3}
岩手	653 (645)	8	平成24年10月20日 ^{※3}
宮城	685 (675)	10	平成24年10月19日 ^{※3}
秋田	654 (647)	7	平成24年10月13日 ^{※3}
山形	654 (647)	7	平成24年10月24日 ^{※3}
福島	664 (658)	6	平成24年10月1日 ^{※3}
茨城	699 (692)	7	平成24年10月6日 ^{※3}
栃木	705 (700)	5	平成24年10月1日 ^{※3}
群馬	696 (690)	6	平成24年10月10日 ^{※3}
埼玉	771 (759)	12	平成24年10月1日 ^{※3}
千葉	756 (748)	8	平成24年10月1日 ^{※3}
東京	850 (837)	13	平成24年10月1日 ^{※3}
神奈川	849 (836)	13	平成24年10月1日 ^{※3}
新潟	689 (683)	6	平成24年10月5日 ^{※3}
富山	700 (692)	8	平成24年11月4日 ^{※3}
石川	693 (687)	6	平成24年10月6日 ^{※3}
福井	690 (684)	6	平成24年10月6日 ^{※3}
山梨	695 (690)	5	平成24年10月1日 ^{※3}
長野	700 (694)	6	平成24年10月1日 ^{※3}
岐阜	713 (707)	6	平成24年10月1日 ^{※3}
静岡	735 (728)	7	平成24年10月12日 ^{※3}
愛知	758 (750)	8	平成24年10月1日 ^{※3}
三重	724 (717)	7	平成24年9月30日 ^{※3}
滋賀	716 (709)	7	平成24年10月6日 ^{※3}
京都	759 (751)	8	平成24年10月14日 ^{※3}
大阪	800 (786)	14	平成24年9月30日 ^{※3}
兵庫	749 (739)	10	平成24年10月1日 ^{※3}
奈良	699 (693)	6	平成24年10月6日 ^{※3}
和歌山	690 (685)	5	平成24年10月1日 ^{※3}
鳥取	653 (646)	7	平成24年10月20日 ^{※3}
島根	652 (646)	6	平成24年10月14日 ^{※3}
岡山	691 (685)	6	平成24年10月21日 ^{※3}
広島	719 (710)	9	平成24年10月1日 ^{※3}
山口	690 (684)	6	平成24年10月1日 ^{※3}
徳島	654 (647)	7	平成24年10月19日 ^{※3}
香川	674 (667)	7	平成24年10月5日 ^{※3}
愛媛	654 (647)	7	平成24年10月19日 ^{※3}
高知	652 (645)	7	平成24年10月26日 ^{※3}
福岡	701 (695)	6	平成24年10月13日 ^{※3}
佐賀	653 (646)	7	平成24年10月21日 ^{※3}
長崎	653 (646)	7	平成24年10月21日 ^{※3}
熊本	653 (647)	6	平成24年10月1日 ^{※3}
大分	653 (647)	6	平成24年10月4日 ^{※3}
宮崎	653 (646)	7	平成24年10月24日 ^{※3}
鹿児島	654 (647)	7	平成24年10月13日 ^{※3}
沖縄	653 (645)	8	平成24年10月25日 ^{※3}
全国加重平均額	749 (737)	12 ^{※4}	

※1 括弧書きは、平成23年度地域別最低賃金額
 ※2 「発効予定年月日」欄の日付は異議審がない場合の最短のもの。ただし、※3は異議申出に係る手続が終了し、発効年月日は確定。
 ※3 経済センサス(田:事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(2円)が含まれている。

また、今回の改訂で賃金の引き上げが一番大きかった地域は、北海道と大阪です。しかし、最低賃金の引き上げにより、地域別最低賃金額が生活保護水準と逆転していた11都道府県のうち、5地域で逆転が解消されましたが、北海道、大阪含む6地域では解消ができず、2年以内の解消を目指すことが報告されております。

「日雇い派遣の原則禁止」の例外について

先月のニュースレターでも取り上げましたが、労働者派遣法が平成24年10月1日より改正となります。その中で、**日雇い派遣(日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止**、がありますが、例外とし認められるケースについて、触れたいと思います。

- ① 政令で定める業務について派遣する場合
 - ・ ソフトウェア開発
 - ・ 機械設計
 - ・ 事務用機器操作
 - ・ 通訳、翻訳、速記
 - ・ 秘書
 - ・ ファイリング
 - ・ 調査
 - ・ 財務処理
 - ・ 取引文書作成
 - ・ デモンストレーション
 - ・ 添乗
 - ・ 受付・案内
 - ・ 研究開発
 - ・ 事業の実施体制の企画、立案
 - ・ 書籍等の製作、編集
 - ・ 広告デザイン
 - ・ OAインストラクション
 - ・ セールスエンジニアの営業、金融商品の営業

- ② 以下に該当する人を派遣する場合
 - ・ 60歳以上の人
 - ・ 雇用保険の適用を受けない学生
 - ・ 副業として日雇派遣に従事する人
 - ※ 生業収入が500万円以上の場合
 - ・ 主たる生計者でない人
 - ※ 世帯収入が500万円以上の場合

通勤手当に関する社会保険料算定の取扱い

先日、厚生労働省は、社会保険料の算定対象に含めている通勤手当について、算定の対象外とするか否かを議論する検討会を設置したことを発表いたしました。基本給は同じなのに通勤手当が高いことで、保険料の負担格差が生じている点の解消や、保険料の事業主負担の軽減になると考えられますが、反対に保険料収入が大幅に減少することが見込まれ、保険料率が引き上げられる可能性があります。さまざまな角度より検討が必要であり、厚生労働省は年内にも方向性を示す予定です。今後の動向に注目です。

東日本大震災による一部負担金免除の10月以降の取扱い

東日本大震災により被災された方の医療費について、一部負担金(健康保険の適用が認められる診療、医科・歯科・調剤、を受けたときに、年齢や収入などに応じた負担割合により支払う金額)が免除される措置がとられておりましたが、平成24年9月30日をもって、その取扱いが終了となりました。

原発の避難区域等に該当する方に関しては、平成25年2月28日まで延長されます。

健康保険組合により、取扱いが異なる場合がございますので、ご加入の健康保険組合にご確認くださいませ。



【発行元】SATO社会保険労務士法人 東京オフィス
 〒170-0005
 東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階
 Tel: (03) 6831-3310



名古屋オフィス、福岡オフィス開設！

平成 24 年 10 月より、SATO 社会保険労務士法人が名古屋、福岡に進出することになりました。

オフィス所在地のお知らせと、所長から一言挨拶させていただきます。

■福岡オフィス

(所在地) 福岡県福岡市博多区博多駅前 2 丁目
17 番 15 号 NPC ビル 4F

(所長・土田尚平より一言) 当事務所は「土業は敷居が高い」というイメージを取り払い、お客様の立場に立って、誠実・親切・丁寧な対応を行う事を心がけています。業務を通じて信用の蓄積ができるように日々の業務に取り組んでおりますので、どうぞ気軽に声をかけていただき、当事務所を存分に活用してください。



■名古屋オフィス

(所在地) 愛知県名古屋市中村区名駅南 1 丁目
17 番 10 号 SUZU1 05 ビル 2A

(所長・河上健太郎より一言) 法の世界では権利の上に眠るものは救済せず、という格言があります。法律を知らずに犯していた場合に無過失でも罰せられるということです。

労働環境が激しく変化する中で、コンプライアンスが重要視されています。

当社は安心して業務を預けて頂ける体制を整えており、業務を代行し、課題を改善する事で、企業様の目標や夢の実現に貢献したいと考えております。



大阪オフィス移転！

平成 24 年 9 月、大阪オフィスが移転しました。

■大阪オフィス 新住所

大阪市淀川区西中島 6-7-3
第 6 新大阪ビル 405

なお、電話番号、FAX 番号に変更はございません。

今後ともご愛顧いただきますよう、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚 S&S ビル 5 階
Tel : (03) 6831-3310